

時間外はどの部分か

副業に管理モデル採用

問

副業として働きたいという応募があり、本業先は管理モデルを採用したいという話をしています。初歩になりますが、副業先は時間外労働をどう考えますか。

所定内で発生する可能性も

答

本業先（先契約使用者）と副業先（後契約使用者）の労働時間は通算されます（労基法38条）。各々の所定労働時間の定め方などで割増賃金が必要な時間外労働の部分が異なるなど煩雑さが伴います。

法令遵守と労使双方の手続の負担軽減ため提示されたのが、「管理モデル」（簡便な労働時間管理の方法）です（副業・兼業の促進に関するガイドライン）。

事前に本・副業先がそれぞれ労働時間を設定することで、その枠内に限り、他の事業場における労働時間を把握する手間が軽減されます。

時間外労働となるのは、本業先は法定外労働時間の部分です。一方、副業先は、法定労働時間から本業先の所定内・外の労働時間を引いた時間数を超過した部分で、所定内・外にかかるわらないため注意が必要です。